

令和3年第6回那珂川町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年11月30日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	加藤啓子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	薄井和夫君

子育て支援課長	板橋文子君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	藤浪京子君	生涯学習課長	小松重隆君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第6回那珂川町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鈴木 繁君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、川上要一議員及び10番、阿久津武之議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月2日までの3日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月2日までの3日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

最初に、請願及び陳情の取扱いについて報告いたします。

今期定例会前の所定の日までに提出があり、受理したものは請願1件、陳情2件であります。これらの請願及び陳情の取扱いにつきましては、去る11月22日の議会運営委員会で審議いたしました。

まず、お手元に配付した請願文書表の請願であります。町道谷田・高岡線に関する請願書は、総務産業常任委員会に審査を付託することにいたしました。

また、議長預かり（議員配付）文書表にある2件の陳情につきましては、議長預かりとし、議員全員に写しを配付することとしました。

次に、議員の派遣について報告します。

11月25日、栃木県総合文化センターで開催された栃木県町村議会議長会主催の議員研修会に議員全員が出席いたしました。

この研修会は、子ども家庭教育フォーラム代表の富田富士也氏から、「議員は街角のカウンセラー 還る家がありますか」と題して、また、政治評論家の有馬晴海氏から、「これからの政局・政治動向」と題して講演が行われました。いずれの講演も私たちにとって身近な内容であり、今後の議員活動に大変有意義なものとなりました。

次に、南那須地区広域行政事務組合について報告します。

9月27日、第4回定例会が招集されました。広域行政事務組合の病院事業の補正予算をはじめ、令和2年度の一般会計及び病院事業の決算認定など5議案が上程され、全て可決され

ました。

11月26日、第5回臨時会が招集されました。

広域行政事務組合一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定など2議案が上程され、可決されました。

次に、栃木県町村議会議長会について報告いたします。

9月16日、関東町村議会議長会の令和2年度の監査を議長室において行いました。

10月12日、正副会長会議が宇都宮市で開催され、令和2年度町村議会議長会の決算について、令和3年度全国町村議会議長会表彰の推薦についてなど、内容を協議いたしました。

10月14日、全国豪雪地帯町村議会議長会令和3年度第2回総会が東京の全国町村議員会館で開催され、また、同日、全国町村議会議長会都道府県会長会、全国町村議会議員互助会代議員会など同会場において開催され、出席いたしました。

11月11日、第2回議長会議及び議長研修会が宇都宮市の自治会館で開催されました。

議長会議に先立ち、議長研修会では、「県政講話」として、栃木県知事の福田富一氏から都道府県魅力度ランキングの調査について、これまでの新型コロナウイルスワクチン接種の対応や今後の経済の取組などについて講話がありました。研修会に引き続き、議長会議においては、令和2年度町村議会議長会一般会計歳入歳出決算が認定されました。

11月24日、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の3団体主催による「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会」が東京の砂防会館で開催されました。

11月26日、第65回町村議会議長全国大会及び研修会が東京の明治記念館で開催され、出席いたしました。

次に、町村議会議長会会長として各種関係団体の会議に出席しましたので、ご報告いたします。

10月26日、公益財団法人栃木県市町村振興協会令和3年度第4回理事会が宇都宮市の自治会館で開催され、令和4年度事業計画及び予算編成の方針などの内容を協議いたしました。

11月19日、栃木県市町村総合事務組合議会定例会が宇都宮市の自治会館で開催され、令和2年度栃木県市町村総合事務組合一般会計歳入歳出決算の認定など審議いたしました。

次に、前期定例会から今期定例会までの行事等について報告いたします。

9月28日、那珂川町土地改良区合併予備契約調印式が小川公民館で行われました。

11月19日、第6回那珂川沿線地区行政区協議会グランドゴルフ大会が開催され、出席い

たしました。

11月22日から28日までの1週間、ケーブルテレビにおいて、令和3年度の議会報告会を放送いたしました。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から町内の会場では行わず、昨年度同様の報告会となりました。現在、町民の皆様からご意見やご要望をいただいているところであります。

最後に、9月定例会以降、議長へ報告のあった行事や各委員会の開催状況については、配付した資料のとおりであります。

総務産業常任委員会は、9月3日、11月9日の2回、教育民生常任委員会は、9月2日、10月27日の2回、委員会を開催しました。議会広報特別委員会については、議会だより第65号の編集等のために3回開催され、11月10日に発行されました。議会運営委員会については、議会報告会に関してや定例会の運営協議のため2回開催しました。

以上、主な議会活動事項を述べまして、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、行政報告を行います。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、令和3年第6回那珂川町議会定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

さて、本日の議案審議に入る前に、お時間をいただき、町長就任3期目に当たりまして、今後の町政運営について私の所信を述べさせていただきたいと存じます。

私は、任期満了に伴い執行されました那珂川町長選挙におきまして、無投票にて3期目の当選をさせていただきました。無投票という重圧も感じ、改めてその意義や責任の重大さを痛感しており、身の引き締まる思いであります。その課せられた使命とともに、町民の皆様の大きな期待と信頼に応えられるよう、ふるさと那珂川町の発展のために全力を尽くしていく所存であります。改めまして、町民の皆様並びに町議会議員各位のご支援とご協力をよろ

しくお願い申し上げます。

私は、8年前の平成25年11月に町長に就任させていただいて以来、那珂川町を「もっと明るく、もっと元気にしたい」という思いで、基本政策に、町民が「働く喜びを実感できる町に」、「わが子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」、「年老いても安心で、充実した生活が実感できる町に」、この3つの目標を掲げ町政に当たってまいりました。

この思いは現在も変わらず、今後も、第2次那珂川町総合振興計画を大きな柱に、3期目を託していただいた私だからこそ取り組める、そして取り組まなければならない課題とともに、まちづくりの基本目標に基づいた7つの取組について所信を述べさせていただきます。

まず1つ目の施策は、快適に暮らせるまちをつくることでもあります。

快適に暮らすことができる環境づくりを目指して、生活の利便性の向上に努め、住みよさを実感できる生活基盤の整備と維持管理を図ります。若者や町外からの定住促進のため、分譲宅地の整備、そのPRとしての田舎暮らしプロモーション、モニターツアーを実施してまいります。

また、防災面につきましては、異常気象が多発、激甚化しており、台風被害の教訓を生かした情報伝達体制の強化による防災対策の充実、ケーブルテレビの全線光ケーブル化など、進化を続ける情報技術等を活用し、安心・安全なまちづくりと新たな時代への適応に努めてまいります。

我が町の公共交通の要となるデマンドタクシー、コミュニティバスの効率的な運行や、国・県道の整備については、国道293号、294号、461号や八溝縦貫道路の整備、新那珂橋に代わる橋梁の新設などについても粘り強く要望活動を行い、交通インフラの整備と通行の安全確保に努めます。

次に、2つ目は、元気で明るく暮らせるまちをつくることです。

乳幼児から高齢者まで誰もが心身ともに健康で、このふるさとの地で支え合いながら充実した生活ができるよう、健康、医療、福祉、少子・高齢化対策の充実を図ります。那珂よし健康ポイント事業や、結婚支援、子育て支援のための各種事業の充実を図ります。また、住み慣れた地域で心身ともに健康で安心した生活が送れるよう、地域医療提供体制の整備を促進します。

次に、3つ目は、人を育むまちをつくることです。

次代を担う人材育成と豊かな人間形成を目指して、地域の特性を生かした一体感のある学校教育や生涯学習の充実を図ります。スクールバスの効率的な運行や、通学路交通安全プロ

グラムによる児童・生徒の通学の安心安全の確保、GIGAスクールの推進など、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを推進します。

また、学びの連続性を高めるためのハッピースローププランによる幼・小・中連携した英語教育などの充実や、コミュニティスクールへの取組、ホースヘッズ村をはじめとする姉妹都市提携町村との交流を継続します。

さらに、本年度においては、近年の健康志向の高まりや学校プールの老朽化に対応するため屋内水泳場整備事業に着手し、令和4年度には、町民の皆様や児童・生徒が安全に体力・健康づくりができる施設となるよう整備し、活用を進めます。

次に、4つ目は、活力をおこすまちをつくることです。

これまで引き継がれてきた豊かな地域資源を守りながら、新たな連携や結びつきにより産業の裾野を広げ、地域資源の価値を高めることにより働く場の確保・創出を図ります。また、交流人口を増やし、にぎわいの創出を図ります。

地域の方々とともに取り組む6次産業化の促進、商品開発、販路拡大を支援する食と農の拠点事業については、産業振興のみならず、地域の活性化や雇用の創出を生み出す事業として、那珂川町ならではの事業展開を推進してまいります。

また、磨きかけた地域の特産品などによる地域ブランド化、地域資源を再生する空き店舗の活用などによる商工業の振興と地域経済の活性化を目指します。

次に、5つ目は、人と自然が共生するまちをつくることです。

人々に恩恵を与える優れた自然は次代に継承すべき共有財産として、共存共栄の視野に立って自然環境や生活環境の保全対策を図ります。計画的な環境学習の推進や、環境学習施設整備の要望、さらには生ごみ堆肥化事業を継続して推進し、環境への負荷低減やごみの減量化に向けた資源ごみの有価値化、バイオマス事業の支援を継続します。

地域振興策としては、和見地区の県道那須黒羽茂木線の改修工事や、県営圃場整備事業の継続についても要望してまいります。

次に、6つ目は、ともに考え行動するまちをつくることです。

町民、民間、行政などの協働によるまちづくりを推進するとともに、限られた予算や人員体制の中で効率的で効果の高い行財政運営を遂行します。

民間団体などによる未利用公共施設の活用や、県内高校や大学、専門学校などとの連携による産学官連携事業、地域活性化の面では、那珂川元気プロジェクトなどによる民間主導のまちづくり推進事業を継続いたします。

また、第3次行財政改革を継承し、組織や施設及び事務事業の見直しなど、那珂川町に見合った健全な行政運営を進めます。

最後に、7つ目は、新型コロナウイルス感染症対策です。

新型コロナウイルス感染症対策は、これまでも、地方創生臨時交付金事業などにより各種対策を講じてまいりました。現在は、医療関係者の皆様のご協力により、希望する方については2回目のワクチン接種がおおむね完了し、感染は全国的にも鎮静化しております。

しかしながら、今後、第6波やブレークスルー感染も懸念され、その対策としての3回目のワクチン接種についても、希望する方の全てが接種できるよう、しっかり国・県と連携して取り組みます。また、並行して、新型コロナウイルス感染症の収束をにらみながら、地域商業の振興、事業者への経済支援などにも取り組んでまいります。

以上が私の3期目における主な取組となりますが、これらのほかにも、この新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした新生活様式の変化や、絶え間なく日々進歩するデジタル技術への対応、団塊の世代が後期高齢者となる2025年の到来、カーボンニュートラルへの取組など、様々な社会的課題が山積しています。

前例の踏襲やこれまでの成功体験だけでは解決が困難な場面に直面するかもしれません。変わりゆく時代の変容に対応していくためには、国や県との連携はもとより、議員の皆様をはじめ町民の皆様の声が行政の大きな力となります。

今後とも、多くの叱咤激励をいただき、皆様的心声を私の知恵袋として政策に反映させ、課題解決に向けて職員とともに全力で取り組んでまいり所存であります。

以上、3期目の取組について町政運営に関する私の所信を申し述べさせていただきました。これから先、さらに10年後、20年後の那珂川町の未来を見据え、地に足をつけた町政運営をしてまいりたいと考えますので、町民の皆様、議員の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、9月定例会から今期定例会までの行政報告をいたします。詳細は、お手元に配付した報告のとおりですので、主なものを申し上げます。

9月28日、那珂川町土地改良区合併予備契約書調印式が行われました。馬頭、小川土地改良区は、令和4年度当初の合併に向け設立委員会を設置し、合併後の土地改良区の定款等の作成、役員の選任等を行うとのことであります。

9月29日ほか、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。また、11月19日には、那珂川町医師団と3回目のワクチン接種に向けての協議を行いました。今般、南ア

フリカなどで確認された新変異株オミクロンの感染拡大が懸念されております。予断の許さない状況となっており、今後を注視してまいりたいと考えております。

11月10日、那珂川町自治功労者等表彰式を、新型コロナウイルス感染症対策により規模を縮小して開催いたしました。町の農業、教育の振興に貢献された自治功労者4名、特別功労団体1団体を表彰し、高額寄附者1名に感謝状を贈呈させていただきました。今回表彰された方々は、各専門分野で町民の模範となり、町の振興に貢献された方々であり、心より感謝を申し上げる次第であります。

11月24日、農産物等加工販売推進協議会の設立総会が開催されました。農産物の6次産業化の促進、商品開発、販路拡大などを目指し、食と農の拠点づくりを進めていきます。

11月29日、那珂川町代表監査委員の岡 洋一氏の任期満了に伴い、新たに岸 健一氏への辞令交付を行いました。また、同日、那珂川町教育委員飯塚 基氏の任期満了に伴い、新たに青木 崇氏への辞令交付を行いました。岡、飯塚両氏のこれまでのご尽力に感謝するとともに、岸、青木両氏につきましては、これからの町政運営へのお力添えをお願いいたします。

また、皆様もご存じのとおり、軟式野球大会やわんぱく相撲大会などで、我が町の子どもたちが全国の舞台で大いに活躍しております。コロナ禍の中、子どもたちの活躍は町の大きな活力につながります。子どもたちには夢の実現のため大きな目標を持って頑張ってくださいと思います。

以上、主なものを述べましたが、詳細につきましては配付した資料をご覧くださいと思います。

終わりに、本定例会には、条例の制定2件、改正3件、補正予算7件、指定管理者の指定1件の13案件を提出しております。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（鈴木 繁君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鈴木 繁君） 日程第5、一般質問を行います。

◇ 大 金 清 君

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問を許可します。

2番、大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） おはようございます。公明党の大金 清です。

改めまして、福島町長、3期目の当選おめでとうございます。お祝いを申し上げます。今後の町長のリーダーシップにご期待をいたします。

去る10月31日に行われました衆議院総選挙におきまして、公明党は、小選挙区9議席、比例区23議席、合わせて32議席を獲得することができました。町民の皆様にはこの場をお借りして感謝と御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症が、日本では減少傾向にありますが、世界的には変異株が猛威を振るい、爆発的な感染拡大が深刻な国もございます。日本においても変異株による第6波のおそれも懸念されているところでございます。これからも、感染予防対策については危機感を持って最善の努力をしまいたいと考えております。町民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告書に基づき2項目について一般質問を行います。

第1項目、町長3期目の公約について、第2項目、新型コロナワクチン接種の成果と今後の取組について、以上2項目について質問しますので、誠実な答弁をお願いいたします。

第1項目、町長3期目の公約について、細目2点について伺います。

1点目、2期8年の公約であった3本柱の継続について伺います。

2点目、3期目の具体的な取り組みについて伺います。

以上、2点について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 町長3期目の公約についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、2期8年の公約であった3本柱の継続についてですが、私は、8年前に町長に就任させていただいて以来、基本目標として、町民が「働く喜びを実感できる町に」、「わが子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」、「年老いても安心で、充実した生活が実

感できる町に」という3つの目標を掲げ、町政に当たってまいりました。

この思いは現在も変わらず、今後も、第2次那珂川町総合振興計画を大きな柱に、那珂川町人口ビジョン、那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略、那珂川町行財政改革推進計画等のそれぞれの計画とも連動させながら各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目、3期目の具体的な取組についてですが、先ほどの行政報告の際に、3期目就任に当たっての所信にてその一端を述べさせていただいたところであります。

これまでの継続事業に加え、新たな取組としては、若者や町外からの定住促進のための分譲宅地の整備、情報伝達体制の強化による防災対策の充実、ケーブルテレビの全線光ケーブル化、幼・小・中連携した英語教育の充実、6次産業化の促進、商品開発、販路拡大を支援する食と農の拠点整備、環境学習の開催支援や環境学習施設建設の要望、最後に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種や、アフターコロナへの施策の充実などが主な取組となります。

これらの取組を進め、住んでいてよかった、那珂川町に来てよかったと思っただけの魅力あるまちづくりを目指してまいりたいと存じます。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 再質問に入ります。

1点目、3本柱について伺います。

1本柱、「働く喜びを実感できる町に」、2本柱、「わが子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」、3本柱、「年老いても安心で、充実した生活が実感できる町に」、この3本柱の再度確認をいたします。継続することによろしいのか、再度、町長にお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 先ほど申し上げましたとおり、この3本柱につきましては、8年前に町長に就任させていただいて以来、ずっと変わらず継続してまいりたいと思っております。それを基本に各種施策、総合振興計画等と連動させながら、この3本柱は、終生、私のやっている間は継続してまいりたい、このように思っております。

ただ、その中で社会環境、少子・高齢化が進んでいる、そういうことも踏まえましていろんな施策を皆さんと考えてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 町長は、この3本柱について、3期目の4年間において多くの公約を今なされました。その中で一番実施したい政策で、1本柱、2本柱、3本柱ありますが、それについて再度伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 一番と申しましても、全て大事なんですけれども、1個ずつ申し上げれば、「働く喜びを実感できる町」、これは、先ほど申し上げた6次産業化の拠点、これを推進してまいりたいと思いますので、その中で、自分ができる仕事を自分でつくる、こういうことを目指していきたいと思います。それと、大企業誘致とかこういうのは現実的にできれば本当にいいことなんですけれども、なかなか一朝一夕にはいかない部分もありますので、それぞれの町民の方が自分でできる仕事をつくっていく、そのお手伝いをさせていただく、こういうことであります。

それと、「わが子の笑顔あふれる成長が実感できる町」、これは、子育て支援住宅等も整備させていただきましたが、その延長線上にある、今度そこを退去しなければならなくなった方々の受皿のための宅地整備、その宅地は、その受皿、支援住宅の方ばかりじゃなくてどなたでも利用できる、そういう分譲地の整備をしてまいりたい、このように思っています。

それと、「年老いても安心で、充実した生活が実感できる町」、これは、高齢化が非常に進んでおまして免許証を返納される方等もごぞいます。公共交通が非常に脆弱なこの町にとりまして、デマンドタクシー、それからコミュニティバス、これは大事な町民の足でございます。これを効率的にうまく結びつけられる、そういう施策をみんなで考えてまいりたい。デマンドタクシー、コミュニティバスがばらばらに走るのではなくて、どこかでターミナルで接続できるとか、そういう方策を考えてまいりたい、このように思っております。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 福島町長は、下野新聞の10月19日付の立候補の表明の中で政策を3つ掲げてありました。1つ目、コミュニティバスなど交通網の充実、2つ目、定住促進に向けた分譲宅地の整備、3つ目、ケーブルテレビ全線光ケーブル化などに取り組むとありました。これについて町長の考えをもう一度お伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 最初の2つですか、コミュニティバス等の公共交通に関してはた

ま申し上げたとおりでございます。それと、定住促進のための宅地整備、これも先ほど申し上げました。そして、そのほかにモニターツアーとか、商工連携して、いろんな形で交流人口を増加していくような施策を考えたい、このように思っています。

それと、ケーブルテレビの全線光化ですけれども、今のケーブルテレビは幹線が光で、支線といいますか宅内に来るほう、これは同軸ケーブルのいわゆるハイブリッド方式であります。ただ、今の通信速度にはついていけない。それと防災機能、これもございますので、全線光化して、町民みんなが同じ情報をすぐに共有できるような、そんな形でこのケーブルテレビを整備してまいりたい。そのためには先進事例等もしっかりと勉強させていただきたいと思っておりますので、ご協力、ご理解、お願いしたいと思っております。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 今、少子・高齢化が進む中で、那珂川町は出生率が約1.4%弱、新生児がこの数年間で60人ないし70人程度であります。そして、高齢者率は40%となっております。そして、平均寿命では女性が87.8歳、男性は約81.5歳、また、健康寿命では女性が約74.5歳、男性が72.5歳であります。このことを考えますと、具体的な町の政策を町長はどのように考えているかお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 出生率を上げるためにということでございますが、とにかく子育てに優しい町、これをアピールしていかなければならないと思っております。具体的な細かい政策については、これから役場職員あるいは議員の皆様、町長の皆様のご意見等を伺いながら進めてまいりたいと思っております。

それと、高齢化率が40%で、私自身も2025年には後期高齢に入る年代であります。そのような中で、町にはお医者さんの数は少ないですけれども、その中で新規開業するお医者さんも非常に少ない。それでお医者さんも私と同じく1年に1つずつ年齢を重ねていきます。そういう中で、公共交通が脆弱、みんなが安心して医療、お医者さんにかかる、そんな整備もしていかなければならないと思っております。

そのためには、今回、皆さんもご存じのようにコロナのワクチン接種で、町の医療機関、お医者さん、あるいは元医療従事者だった方々、多くの方にご協力いただいて、県内でも目をみはる接種率あるいは接種の速度を達成したと思っております。この先生方あるいは医療関係者のお力、このまとまりをお借りできれば、将来に向けての医療危機といいますか、医療

弱者を少しでも減らす、そしてそこに予防医療、予防介入といいますか、介護になる速度、年齢を遅くする。その予防に力を入れて、お医者さんにかかる頻度も少なくして健康で暮らせて、いざ、かかりたいときにはしっかりと先生方のご協力を得ながら、何とか在宅でも医療の恩恵を受けられる、そんな体制を、具体的に今どうこうということはありませんけれども、そういう方向で皆さんと考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） しっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。那珂川町の総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略計画など、計画に沿った実行をできるようよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、第2項目に入ります。

新型コロナウイルスワクチン接種の成果と今後の取り組みについて、細目2点について伺ひます。

1点目、ワクチン接種の成果と3回目の接種計画について伺ひます。

2点目、ワクチン接種証明書の交付について伺ひます。

以上、2点について伺ひます。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 新型コロナウイルスワクチン接種の成果と今後の取組についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、ワクチン接種の成果と3回目の接種計画についてですが、新型コロナウイルスワクチンの接種については予防接種法の特例的な臨時接種に位置づけられ、本年2月以降、接種順位が上位の医療従事者から全国的に開始されました。

町におきましては、集団接種を中心としてワクチン接種を進めました。接種を開始する際には対象年齢を区切り、高齢者から順に段階的に接種券を発送し、順次予約の受付を行いました。

5月9日から接種を開始いたしましたが、その後、65歳以上の高齢者に対する2回接種を7月中に完了するようとの要請が国からありました。そのため、関係機関との協議により実施体制の見直しを行い、実施回数や1回当たりの接種人数を増やすことで、7月31日まで

には希望する高齢者への接種は終了しました。64歳以下の方や基礎疾患のある方に対しては7月11日より接種を開始し、接種対象に追加された12歳から18歳までの方に対しては、個別接種と併用し、8月22日より接種を開始いたしました。

町内の医療機関をはじめ関係機関の医師や看護師など、多くの医療従事者の全面的なご協力をいただき、また、町民の皆様の御理解もいただいて非常にスムーズに進んでまいりました。その結果、希望する方へのワクチン接種がおおむね完了したことから、集団接種については11月21日をもって終了といたしました。新たに接種を希望する方に対しては、健康福祉課で受付し、個別接種の調整を行うこととしております。なお、全人口に対する2回目接種を完了した方の接種率は11月25日現在で81.77%であります。

ワクチンの3回目の接種については、国より、2回目の接種から原則として8か月を経過した希望者に接種することなどの方針が示されております。町におきましても、国の方針に沿って、2回目接種から8か月経過した医療従事者や高齢者の方から順に、集団接種により3回目の接種を実施する方針ですが、接種計画の詳細については町医師団等関係機関と調整を行っているところであります。各関係機関からの協力を得て、円滑に3回目のワクチン接種が実施できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に2点目、ワクチン接種証明書の交付についてですが、新型コロナウイルスワクチンの接種証明書につきましては、現時点では、海外渡航の際に必要な方以外は発行の対象となっておりません。渡航や帰国などのために必要な方のみ、旅券番号などが記載された接種証明書を発行しております。

現在、デジタル庁においては、接種証明書の電子化について検討を進めておりますので、今後の新たな証明書についても対応できるよう情報収集していきたいと考えております。

なお、ワクチン接種が完了した証明に使えるものとしては接種済証があります。接種会場において接種完了後に、ワクチンの接種日、使用したワクチンの種類・ワクチン番号、接種会場が記載された接種済証を交付しております。接種済証の部分を切り取ったり、コピーや写真撮影するなどして、持ち歩いて使用することができます。

また、紛失等により接種済証の再発行を希望される方には、健康福祉課窓口において、システムにより接種履歴を確認し再発行しております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番(大金 清君) 再質問に入ります。

1点目、ワクチン接種の成果、那珂川町にとっては、栃木県においてもトップの成果を上げたことに対して、医療機関の皆様や執行部の皆様に感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは質問です。ワクチン接種を希望しなかった人数と、全体の何%に当たるかをお伺いします。

○議長(鈴木 繁君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(薄井和夫君) 接種対象者が1万4,416人ほどいらっしゃいまして、2回接種が済んでいるのが1万2,839人ですので、こちらは11月28日現在ですが、接種対象者で接種されていない方が1,577人ほどとなっております。割合としましては10%ほどでございます。

以上です。

○議長(鈴木 繁君) 大金 清議員。

[2番 大金 清君登壇]

○2番(大金 清君) ワクチン接種を希望しなかった方々に対して、町の対応策について伺います。

○議長(鈴木 繁君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(薄井和夫君) ワクチン接種につきましては、ホームページ、それから折り込みチラシ、広報紙などを通してPRしてございます。また、各種マスコミ等で報道はされていると思いますので、希望された方につきましてはほとんど接種されているのかなと感じておりまして、残りの方につきましては、明らかに希望されないか、あるいは若干迷ってる方もいらっしゃるかと思います。

ですから、そういう希望されない方はちょっと無理かと思いますが、迷っている方につきましては、現時点では個別接種によって接種が可能なんです、そのことにつきまして町のホームページなどを通しましてPRしておりますので、またPRを継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長(鈴木 繁君) 大金 清議員。

[2番 大金 清君登壇]

○2番(大金 清君) ワクチン接種を受けられない方々に対して、PCR検査、町の負担で

できないか、また、コロナ感染症の陰性証明書を交付する考えはあるか、この2点伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） PCR検査につきましては、現実、感染の疑いがある方に対して県の保健所等が実施しているものであります。疑いのある方に対してやるのが一番効率いいというか、必要なことをございまして、PCRをやったとえ陰性だということが証明されましても、それが通用するのは長期間にわたるといわけではございませんので、現時点ではPCR検査については考えてはございません。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ワクチン接種をしなかった理由など、聞き取り調査を行ったか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 改めての調査というのはしておりませんが、受付した段階で、例えば1回目を希望したけど2回目は希望しない、そういった方がございまして、そういった方に理由を聞きますと、1回目のときに副反応が強かったので2回目はちょっとやりたくないとか、そういった回答がありましたので、そういう方が多いのかなと。あるいはまた、全然受けていないという方も、副反応の強さとかそういったことを懸念してのことかなと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 集団免疫を確保するためには、ワクチン接種を押し上げるのが重要と考えます。新たな町の対応策について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 新たな町の対応策というのではございませんが、今後、国の方針に従いまして3回目接種を実行していきますので、それにつきましては、できるだけ多くの方に接種していただけるようにPRのほうに努めていきまして、あるいは、スムーズに接種予約ができますようにやり方を工夫して、例えば、前回みたいに申込みをしないでも順番に受付というか、こちらのほうから日にちを指定して受けるようにできるとか、そういっ

た形で希望される方の負担を軽減していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） ワクチン接種の体制について伺います。1回目、2回目接種と同じ体制で実施するのか、また、新たな体制を考えているか、お伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 接種体制につきましては、1回目とほぼ同じ様な体制で考えております。ただし、3回目の接種につきましては、2回接種するという事がないので、1回接種で済みますので、日曜日の接種については、1日ではなくて半日だけで終わすとか、その他、平日も併用しますが、そういった形で医師団のご協力とか看護師さん、在宅の保健師さんとか、そういった方の協力を得て実施したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 安心な接種をするために、かかりつけ医院や病院の個別接種の考えはあるかお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 個別接種につきましては、現在、医師団と調整中ですので、詳細な部分はまだ決まっていらないんですが、スムーズに接種を進めるという意味で、集団接種をまず中心としてどんどん接種を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 1回目、2回目のワクチン接種の経験を生かした第3回目の接種がスムーズにいくよう、そして、町民が安心して実施できるようさらなる協力体制を整えていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 3回目の追加接種につきましては、1回目、2回目で経験と
いいですか、そちらありまして、そこでも医師団の方、関係機関の方と協力して打合せ等を

密接に行って実施してきましたので、3回目につきましても同様に、連絡をしっかりと密に取ってスムーズに実施できるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 2点目、今までにワクチン接種証明書の交付が何件あったかお伺いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 交付件数につきましては、正確な数字は現在把握していませんが、私のところに回ってきた記憶では、十数件程度はパスポート関係であったと記憶しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 町民のための新たなワクチン接種の証明書を交付する考えはあるか再度伺います。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 接種の証明書につきましては、こちら国で決められておりまして、現時点ではパスポートを取得して海外に渡航する、そういった方だけしか対象になっておりませんので、町としてはそういったものを出せる権限がございません。

ですが、12月、今月中ぐらいをめどに国でデジタル化を推進しておりまして、デジタル証明書を発行するという段階になれば、対象者が渡航者だけじゃなくて一般の町民、渡航しない方も対象に広がる形になっておるものですから、そういった時点になれば、希望する方には証明書を出せるようになるのかなと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 民間の飲食店や店舗、施設においてワクチン接種の証明書や陰性証明書の提示を求められることもあると聞いております。このような場合、町の対策について何かあればお伺いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 先ほど町長答弁の中で申し上げたと思いますが、接種済証というものがございまして、そちらが2回目接種が終わったときに全ての接種者に交付されるものでございます。そちら小さいカードの形になっておりますので、それをそのまま持ち歩いたり、コピーして持ち歩いたり、あるいは携帯、スマホなどに撮影して持ち歩いたり、そういうことで使えるという、お店ですね、そういうところがたくさんあると聞いております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員。

〔2番 大金 清君登壇〕

○2番（大金 清君） 分かりました。

3回目の接種がスムーズに行くよう医療機関の関係者と行政側でしっかりと打合せをして、町民が安全安心な形で実行できるようよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、これからの町政に向けて福島町長の意気込みについてお伺ひします。

○議長（鈴木 繁君） 大金 清議員に申し上げます。

1項目めで町長に対する公約等が済んで、2項目めのコロナワクチンの質問に入っておりますので、戻って質問することはできませんのでご了承ください。

○2番（大金 清君） 分かりました。

これから福島町長のリーダーシップをご期待申し上げて、私、公明党、大金 清の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木 繁君） 2番、大金 清議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時25分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 福 田 浩 二 君

○議長（鈴木 繁君） 1番、福田浩二議員の質問を許可します。

1番、福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 1番、福田浩二です。

通告書に基づき大きく2項目について質問をいたします。

1項目として、農業振興地域の除外手続について、2項目として、全国学力学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査についてです。以上2項目について質問いたします。

1、農業振興地域の除外手続について。

当町の人口及び世帯数の推移は、平成30年から見てみますと、30年12月1日調べで人口は1万6,477人、世帯数は6,072世帯、令和元年12月1日調べでは人口は1万6,048人、世帯数は6,016世帯、令和2年12月1日調べでは人口は1万5,695人、世帯数が6,014世帯、そして令和3年11月1日調べでは人口は1万5,333人、世帯数が5,980世帯といった、約3年の間に人口は1,144人減少し、世帯数も約3年の間に92世帯の減少となってしまいました。

行政に携わる者としては、人口の減少、世帯数の減少を何とか食い止めたい。もちろん人口、世帯数が増えることが一番望ましいのですが、なかなか難しいのが現状です。今、我々がしなければならないことは、人口、世帯数の減少の曲線を幾らかでも緩やかにすることが現実的であると考えます。

先日、農地に家を建てたいので農地転用を手伝ってくれと頼まれ、産業振興課に伺いお願いしたんですが、なかなか許可が下りず、別の土地を求めることになってしまいました。誠に残念でなりません。結局、その土地は農振農用地だったのですが、今年の農協の1俵の米の値段が仮渡金が9,000円と伺っております。なかなか農家の人たちには厳しい値段だと思います。こんな厳しい現状の中で本当に農業振興地域は必要なのでしょうか、疑問に感じます。

それでは伺います。

(1) 当町における過去5年間の農業振興地域の除外手続の件数及び面積について伺います。

(2) 現在、当町において農業振興地域の見直しの計画があるか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 農業振興地域の除外手続についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、過去5年間の農業振興地域の除外手続の件数及び面積についてですが、平成28年度は3件1,578平米、平成29年度は4件3,656平米、平成30年度は4件1,522平米、令和元年度は2件1,777平米、令和2年度は4件9,193平米で、合計しまして17件1万7,726平米です。

次に2点目、農業振興地域の見直しの計画についてですが、おおむね5年ごとに基礎調査を行い計画の見直しを行っており、平成30年8月に農業振興地域整備計画書を見直しております。基礎調査の内容につきましては、集団的に存在する農用地の規模が10ヘクタール以上あるか、荒廃農地調査により非農地として判断された農用地か、道路や河川の拡幅などにより農用地ではなくなっているかなどとなっております。

この調査結果を踏まえまして、県の農業振興地域整備基本方針や情勢変化を考慮し、令和5年をめどに、農業振興地域整備計画書の見直しを行うこととしてございます。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） それでは、（1）の再質問に入ります。

農業振興地域から外された土地の用途は何だったのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） ただいまのご質問でございますが、農振除外の過去5年間の除外された用途でございますが、一般住宅につきましては9件、共同住宅が1件、工場、資材置き場、作業所が4件、店舗が1件、観光施設が1件、太陽光発電が1件でございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 農業振興地域の除外に係る基準を教えてください。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 農振除外の基準でございますが、農業

振興地域の整備に関する法律に基づきまして、1号から5号までの5つの要件を全て満たす必要がございます。

1つ目の要件としましては、必要性及び代替する土地がないと認められること。2つ目の要件としまして、農業上の効率的、総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。3つ目の要件といたしまして、農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。4つ目の要件としまして、農用地等の保全または利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。5つ目といたしまして、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から8年を経過していること。以上の5つの要件を全て満たしているということが基準となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 農業振興地域の除外の申請がなされた場合、どのような審査が行われるのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 農業振興地域の除外申請が出た場合の審査でございますが、まず町の担当におきまして、先ほど基準を申し上げた5つの要件の内容を審査いたします。その後、関係機関ということで、農業委員会、土地改良区、那須南農業協同組合、塩谷南那須農業振興事務所へ意見を照会いたします。また、町が設置してございます農業振興地域整備計画の策定や変更、また、整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項を調査、審議していただきます農業振興地域整備促進協議会へ諮問を行います。それらの意見を付しまして、塩谷南那須農業振興事務所へ事前協議を行うこととなっております。

その後、適切であるとの回答があった場合、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして公告を行い、意見及び異議の申出の受付を行います。その後、法に基づく法定協議を県と行います。法定協議の回答があった後に法に基づく公告を行いまして、農業振興地域の除外手続が完了となります。一連の手続におおむね6か月程度かかることとなります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 今までに農地転用で却下されたケースはありますか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 農地転用で却下されたケースということでございますが、先ほど来申し上げてきましたとおり、手続の最初の段階で、町の担当におきまして、5つの要件の内容の審査を、関係機関と調整しながら判断しております。農地転用の許可の見込みがないと判断された場合につきましては、受理しても許可になる見込みがないことを申請者に十分に説明し、ほかの土地の検討を促しております。よって、却下されたケースは少ないと思われま。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 最近、農業振興地域で農地を住宅用地として利用する相談があり、結果として除外申請等の手続に至らなかったと聞いていますが、何が原因で手続が進まなかったのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 今年度、農業振興地域の除外申請の相談がありました。また、除外の申請手続に至らなかった事案につきましては、申出地が農業振興地域の縁辺部であるのかの判断や残地への進入路の確保、また、先ほど答弁いたしました5つの要件について県等の関係機関と慎重に協議を行い、協議に時間がかかったために、申請者においてほかの土地を選定することになったというような原因でございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） それでは、（2）の再質問に入ります。

農業振興地域の除外及び特区の設定について当町としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 農業振興地域の除外と計画の見直しについての当町の考え方でございますが、農業振興地域の除外につきましては、先ほど答弁しましたとおり、5つの要件を満たしていることを確認の上、除外手続を進めることとして

ございます。除外の案件ごとに除外することが真にやむを得ない理由がある場合など、様々なケースがございます。申請の手続に入る前に案件ごとに県の担当者と協議を進め、丁寧な対応をするよう心がけているところでございます。

農業振興地域の計画の見直しにつきましては、先ほど答弁いたしました。基礎調査の結果を踏まえて、県の基本方針、また、調整を踏まえ見直すことにしてございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） スーパーを中心とした半径1キロを特区とするような考えはいかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） スーパーを中心とした1キロ圏内を特区というようなお質問でございますが、基本的に、計画の見直しにつきましては、法律に基づきまして総合的に農業の振興を図ることを目的に計画を見直してございます。

画一的にスーパーを中心とした半径1キロ圏内を除外することについては、その地域の土地利用の混在化による農地の集団性に影響があることや、農作業の効率化に支障がないか、認定農業者等の利用集積に影響がないか、農地転用の許可の見込みがあるかなど、慎重に判断を行う必要があると考えております。できる限り必要最小限の除外の見直しを行うことを基本と考えているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） 人口減少の著しい当町としては、当町に住みたい、当町に家を建てたいという方がいるのであれば、迅速、丁寧、安心の対応をお願いいたします。そして、当町の人口減少の曲線をなるべく緩やかに、もちろん増えていくことが最高です。よろしく願いいたします。

2に入ります。

私は、3年間にわたり、当町の全国学力学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査について調べてまいりました。その間に、一般質問において、児童・生徒の学力の表示の方法、公表の方法などについて質問しました。本来であれば普通の追跡調査でよかったのですが、

昨年度から本年度にかけて、新型コロナウイルスの感染拡大による学校の休校、短縮授業など様々な障害の中で授業を行い、各小学校・中学校の校長先生をはじめ、各先生方には大変な苦勞と努力があったものと思われまゝす。

昨年度の学力学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査は、新型コロナウイルスの影響により中止になってしまいました。本年度は新型コロナウイルスの影響の中で行われました。児童・生徒の皆さんは大変ご苦勞だったと思います。

それでは伺います。

(1) このような特別な状況下で行われた本年度の調査結果をどのように捉えているのでしょうか。

(2) 本年度の結果の公表の仕方について伺います。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

〔教育長 吉成伸也君登壇〕

○教育長（吉成伸也君） 全国学力学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、全国学力学習状況調査及びとちぎっ子学習状況調査の結果についてですが、これらの調査は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、2年ぶりの実施となったところでございます。今年度は5月27日に実施され、結果の公表は、8月31日に新聞・テレビ等のメディアで公表されております。

まず、当町の全国学力学習状況調査の結果につきましては、小学校6年生が全国平均を下回る結果となり、中学校3年生においては全国平均を上回る結果となりました。

次に、とちぎっ子学習状況調査につきましては、小学校4年生が県平均を下回り、小学校5年生は県平均を上回り、中学校2年生については県平均を下回るという結果でございました。

新型コロナウイルス感染症拡大によりまして臨時休業や学習活動の制限があった中において、児童・生徒、教職員ともに、学習内容が滞ることなく、その定着のために様々な工夫をしてきたところでございます。

成果としましては、国語科の「書くこと」の領域において、理由を明確にすることや、構成を工夫して書くことの力が伸びていると捉えております。課題としましては、学習した内容を活用して新たな課題の解決を図る力を育てることが必要であると捉えております。

次に2点目、結果の公表の仕方についてですが、今年度は、「広報なかがわ」の12月号と

町ホームページでの公表に加えて、調査結果のリーフレットを保護者に配布する予定でございます。また、リーフレットにつきましては、学校教育課窓口で閲覧可能とする予定でございます。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） （1）の再質問に入ります。

那珂川町教育振興基本計画の成果目標に照らして、本年度はどのぐらいのレベルだと考えておりますか。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

昨年度策定いたしました教育振興基本計画では、国の学力学習状況調査におきまして、対象の全ての学年の全ての教科、これで全国平均を上回るということを目標にしております。今年度の結果では、中学校3年生で目標を達成したものの、小学校6年生では目標達成には至りませんでした。

今後は、調査結果の分析を行いまして、日々の授業改善を基本とした学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） コロナ禍の中で高校受験を控える中学3年生の勉強状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 教育長。

○教育長（吉成伸也君） 高校受験を控える中学生の学習状況につきまして、各中学校では、もちろん対象の中学校3年生はもとより、そのほかの学年につきましても、全体的に落ち着いて学習活動が行えているという報告を受けております。

今年度、那珂川スクールにおきまして、中学校3年生を対象に、高校受験を見据えた学習に取り組みました。これは、各学校を会場に、放課後、希望者を集めまして、共通のテキストを利用して受験のための学習、これを合計32回にわたって実施したところでございます。参加率がおよそ80%、8割の生徒たちが参加をしております。

生徒たちは、自分の苦手教科の克服とか、いわゆる受験勉強のノウハウなどにつきまして

多くのことを学んだものと考えております。決してこれだけで十分であるということは当然考えておりませんが、この那珂川スクールにおきまして、受験への意識づけ、動機づけ、そういったものになったのではないかなと考えております。

明日から12月ということで、いよいよ受験勉強というのも本格化してまいります。そして、もう来年1月早々には受験が開始となっておりますので、今後とも、各学校におきまして生徒たちへの最大限の支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） （2）の再質問に入ります。

一昨年度の公表とどう違うのか教えてください。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

一昨年度の公表とどう違うのかということでございますけれども、まず学力調査の結果につきましては、一昨年の結果分析の基準と同様の基準で分析を実施しており、教科の結果を公表して、できていることや課題についてお示しをしております。

次に、質問紙調査の結果につきましては、一昨年は学力と相関関係のある生活習慣について、質問項目の一部を掲載いたしました。今年度は、各家庭に配布しております「那珂川町小中学校 家庭学習の約束」、「なかがわっこ家庭教育5カ条」に関連する質問項目について公表をしております。家庭生活を振り返る機会としてほしいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） リーフレットの公表の仕方について具体的に伺います。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまのリーフレットの公表の仕方についてというご質問ですが、リーフレットにつきましては、各小・中学校の保護者に各学校を通しまして配布する予定でございます。また、学校教育課窓口においても閲覧、町ホームページでも公表をする予定としており、日にちは12月10日を予定しているところでございます。

リーフレットの内容につきましては、各教科の全国、栃木県、那珂川町の比較が分かりやすいようにグラフを掲載しております。また、各学年の教科に関して、できていることと課

題についてもお示ししております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 福田浩二議員。

〔1番 福田浩二君登壇〕

○1番（福田浩二君） ここに来て、やっと新型コロナウイルスの影響は低くなってまいりましたが、まだまだ予断を許しません。現に変異株、オミクロン株の感染が確認されました。児童・生徒の皆さんは約2年間の大変な制約の中で苦勞したと思います。各学校の先生方には、心のケア、勉強のケア、運動のケアをよろしく願います。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長（鈴木 繁君） 1番、福田浩二議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時10分といたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 川 俣 義 雅 君

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問を許可します。

3番、川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 川俣義雅です。

2項目質問をします。

1項目めは、農業の危機にどう立ち向かうかについてです。

高齢化などの理由で耕作できなくなった人の農地を借り受け耕作している受託農業者が、もうこれ以上引き受けるのが限界という状況の中で、町や農協が主体となった受託組織をこ

の那珂川町で今つくるべきときではないか、9月議会で提案しました。執行部からは、現在の受託者を引き続き支援したいとの答弁でしたが、新たな対策の必要性にも言及しました。

農業は今、大きな危機に直面していると思います。

1つは、気候危機です。地球温暖化が進行し、世界のあちこちで大洪水や干ばつ、山火事、海面上昇などが頻繁に起きてきています。穀物などの農業生産にも影響が出て、食料不足がひどくなるのではないかとされています。世界的に食糧不足になれば、輸入に頼った食生活ができなくなることが考えられます。

農業の危機の2つ目は、間違った農業政策です。食料自給率37%の日本国民の命が脅かされる事態を想像しなければならないと思います。こんなに食料自給率を下げた国は世界中探しても日本だけです。そして、生産者米価の暴落に手を打たないのが今の政府です。このままでは農業をやる人がますます減り、荒れ地が広がってしまうと多くの人が心配をしています。そうならないように、町でできることはやっぴいこうではないかと考えます。町民全体で農業を守り、食料確保に向けた施策を進めてもらいたいと思います。

そこで4点伺います。

1点目は、今年度実施している子育て世帯特産品給付事業ですが、それに関わっている農業生産者の方の反応はどうか伺いたいと思います。

2点目に、町産の農産物を今より多く給食に取り入れられないか伺います。

3点目に、9月議会で提案した町や農協が主体となった受託組織について、そこで働く人の確保が難しいとの見解でしたが、なぜ難しいと考えるのか伺います。

4点目に、いわゆる耕作放棄地の問題ですが、新たに、そういう土地を町が借り受け、希望する町民に貸し出す事業を行ってはどうか伺います。

以上お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 農業の危機にどう立ち向かうかのご質問にお答えいたします。

まず1点目、子育て世帯特産品給付事業に対する農業生産者の反応についてですが、特産品給付事業につきましては、11月末日の段階で、対象世帯が774件のうち申込数が498件となっております。申込みの内訳ですが、新米コシヒカリが52件、野菜詰め合わせが68件、野菜とコシヒカリのセットが21件、イチゴが357件となっております。

野菜詰め合わせは、旬の野菜を詰め合わせておりまして、13種類から16種類程度の野菜

が入っております。野菜とコシヒカリのセットには、6種類から8種類程度の野菜が入っております。

特産品給付事業に対する農業生産者の反応ということですが、米生産者の方からは、町内で取れた米を食べてもらってうれしい、米の価格が下がっているが、那珂川町産のコシヒカ리는おいしいことを知ってほしいといった声が挙がっております。

野菜やイチゴ農家の方からは、町で取れた新鮮な野菜を若い子育て世代の方に食べてもらってその味を分かってほしい、この機会に若い世代の方に町の農産物をもっと知ってほしい、若い世代の方に食べてもらうことで作る張り合いがあるなどといった声をいただいております。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） 次に2点目、町産農産物をより多く給食に取り入れられないかについてですが、平成30年度実績では、町農産物の学校給食への使用状況は17品目の地元産農産物を使用しており、使用量は年間約12トン余り、使用割合は約36.3%でした。

今年度の使用見込みは、2品目増えて19品目、使用量11.3トンで、使用割合は37.9%の予定です。使用量は児童・生徒数の減少に伴い若干減っておりますが、使用割合は1.6ポイント増加する見込みであります。

町では、学校給食に地元産の農産物を使用することを推進しており、給食への利用は年々増加しております。今後も、さらに給食への地元産の農産物をより多く取り入れられるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 次に3点目、町や農協が主体の受託組織をつくるのがなぜ難しいのかについてですが、9月議会で答弁しました町独自の農作業受託組織への支援や、認定農業者の後継者への支援、スマート農業機械の導入支援、国の制度を活用した新規就農者への支援などにより、受託組織等の維持を図ってまいりたいと考えております。

なお、受託組織の立ち上げにつきましては、先進的に取り組んでいる市町について、今後、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に4点目、耕作放棄地を町が借り受け、町民に貸し出す事業についてですが、現在、農地の貸し借りにつきましては、農地中間管理機構と農業委員会により事業を行っておりますので、新たに町が行うことは考えておりません。

現在、多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業に取り組んでいる集落においては、地域の方々の共同作業により農地の保全活動を行っているところです。

町といたしましても、両事業の推進を図り、耕作放棄地の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 再質問です。

1点目に関してですが、特産品のうち、今までに受け取った家族の方、逆に食べた方からはどんな反響があるのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） 受け取った親御さんからの声といたしましては、この方は特産品として地元産のお米を頂きました。私は子どもが2人おりましてお金もかかる時期で大変でしたのでとても助かりました。お米には生産者の名前が記載されておりましたので、安心して食べられるほか、私たち消費者と生産者のつながりが見えてとてもよかったと思いますといったお声や、子どもたちも喜んでおりますし、町の特産品も知ることができてとてもよい事業だと思います。またそのほか、子育て世帯に対する支援事業の実施に驚きと喜びを感じました。給付されるものが金銭ではなくて物であったことから、この方はイチゴを選んだ方ですけれども、ぜいたくができたような感覚でおります。コロナ禍で久しぶりのうれしい出来事でしたなど、たくさん喜びの声を頂戴しております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 今年度始めた事業ですけれども、この事業で今回使われた農産物、これは全体の量からすればかなり少量だというふうに思います。しかし、同じ町に住む生産者と消費者に新たなつながりができたということは大変大きな意義があるのではないかと思います。まだ途中だと思いますけれども、この事業を来年度も続ける考えはあるのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子君） この事業は9月補正で急遽、少子化に対する支援策、それから、長引くコロナの影響によりまして家庭内の状況が深刻になっているお宅も途中に見受

けられましたので、年度当初まで待たずに、こういった事業を組んでいただきまして実施いたしました。

思った以上に喜ばれましたし、第一、そのお米や野菜を作っている農家の方々からも喜ばれた事業でありましたので、この事業を検証いたしまして、来年度も、特産品の種類は変わっていくと思いますけれども、続けていくといった考えであります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 私は、町が行う事業としてはとても素晴らしい事業だというふうに思います。ぜひ、いろいろ難しい点もあるかとは思いますが、これからも続けていってほしいというふうに思います。

2点目、学校給食に関しての再質問です。

主食の米ですね、これは以前に比べれば、給食に出す回数も増えているというふうに思いますが、現在、週に3回というふうに聞いています。これを今後、4回とか5回に増やすことは可能なのでしょうか。やる意思とかではなくて可能性としてどうなるのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

米飯を4回とか5回に増やせるかということでございますけれども、現在、給食の献立を作成する上では、パンに合うおかず、ご飯に合うおかずがあると思います。また、パンの日には、パンに代えて麺類を提供することもありますので、パン、ご飯両方あるのが望ましいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 以前よりも米が増えたということなんですけれども、家庭の食事ということになると、コロナということがあるかもしれませんが、やっぱり米の需要が減っているということは、これいろんな調査で事実だと思います。

それで、生産者米価が、先ほどもありましたけれども、60キロでコシヒカリの場合9,000円程度ということで、非常に減って農家の人が困っていると。米はこの那珂川町では主要な農産物と言って間違いはないと思います。その生産をしている方が困っている状況であるので、

やはり、理想からいうと、米・パン、米・うどん、米というふうなそういうことになるかもしれませんが、緊急事態ということを考えて増やして、先ほど可能性としてはということではちょっとお答えになっていないので、可能性としてはあるのかなというふうに思うんです。

それで、この先ずっと続けるということを考えなくてもいいと思うんですけども、来年度の米価も恐らく下がるだろうという予想が出ているんですね。そういう中でも、例えばもう一日増やすとかということを検討してもらえないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

来年度、一日でも増やしていただけないかということでございますが、給食は給食費の中で賄うということもありますので、今後、増やせるかどうかということは検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） よろしくお願ひします。

前回、学校給食について質問したときには、今後、町産の野菜を増やしたいということでした。具体的に今どんな町産の農産物を使っているのか、あるいは、今後どんなものを使用しようとしているのか、その辺の具体的なものがありましたら教えてもらいたいと思えます。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

前回、令和元年の6月議会で質問をいただいたときに、増やせるものとして、トマト、春菊、大根などということをお答えしているかと思えますが、その中で、トマト、春菊は令和元年度から増えているところです。大根につきましては、納入業者さんの都合で町産のほうで使用できなくなっておりますが、来月、1月には、那珂川町産の大根が使用できるというような納入業者からの連絡があったということをお聞ひしております。

そのほかに使っているものとしたしましては、お米は全て那珂川町産を使っておりますし、ホンモロコとかマコモダケなども地産地消ということで使っているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 材料を予定どおり納めてもらうということが大変なようです。それがネックになってなかなか地元産の野菜を使いにくいという話が前回がありました。それをどのように改善しようとしているのか、そのご苦労も少し教えてもらいたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子君） ただいまの質問にお答えいたします。

町産の農産物を多く取り入れる苦労ということでございますが、納入業者のほうと相談をしながら、町産の物をより多く、町産で無理なときは県内産、近場の那須烏山市産とか、そういうものを取り入れられるように納入業者と検討しているところです。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 分かりました。

では3点目に関してです。

受託組織をつくってもそこで働く人の確保が難しいと、これは9月議会での答弁でしたけれども、先ほどのお答えでも、なぜ難しいと考えるのかということではお答えいただいていないと思うんですけれども、同じようなお答えだというふうに思って質問を続けます。そこで働く人の確保が難しい、なぜそう思うのでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） ただいまの再質問にお答えをしたいと思います。

どうしてそこで働く人の確保が難しいと考えているのかということでございますが、昨年度、人・農地プランの話合いを集落ごとに行ったところでございます。その中で課題になっているのが、担い手不足であったり、そういった部分が課題となっております。今回、町内におきましても、農業法人を立ち上げまして受託等を行うというように希望をしている企業もございますが、なかなかそこで働く働き手の確保が難しいというような話も聞いているところでございます。

現在、農業者の確保等、国・県・町でいろんな制度を使いまして改革をしているところで

ございます。また、町の情報発信であったりとか、そういう部分での充実も図っていく必要があると考えておりますので、しっかりとその辺の対策を行いながら確保を図っていただくと考えております。

また、1点目で答弁いたしましたが一応、他市町の成功事例等、こういった方法があるのかというのも調査・研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 難しさはあると思うんですけども、やはり今までのやり方ではもう限界があるということは確かだと思いますので、ぜひとも町が、あるいは農協と一緒にいんですけども、そういう組織をつくるんだという立場に立ってほしいと思います。

4点目に関してです。

耕されなくなって、荒れ地になってしまったかつての農地ですね、それが増えています。それらのかつての農地を町はどうしてほしい、あるいはどうしたいと考えていますか。そのためにどんな対策を考えていますか、簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 町としてどのように考えているかということですが、実際、町で運営してます、まほろば農園もございます。その使用率についても100%ではないような状況があるところでございます。

先ほど4点目でご説明をしましてとおり、多面的機能支払交付金であったり中山間地域等支払交付金、この事業メニューの中で、そういった耕作放棄地をつくらない、地域の方々が共同作業によっていつでも耕作できるような状態にしておくというような事業もございますので、その辺を町といたしましては推進してみたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 先日、シルバー人材センターで伺いました。草刈りなどの依頼はあるということなんですが、問題は、持ち主からの依頼がなければ手が出せない。それはそうだと思います。でも、そこで止まっていたのでは一向に耕作放棄地の対策は進まないというふうに思います。町の出番がここでも起きていると私は思います。荒れ地になっている土地

の持ち主を特定する、例えばこの町にもう住んでいないとか、そういう場合もあると思うんですが、特定する、これは町でできますか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） ただいまの質問でございますが、耕作放棄地の所有者の特定ということは、農業委員会に農地台帳等ございますので、その特定は可能でございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 可能だということだと思います。

それで、その土地を町が借り受けるということは可能でしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 先ほども答弁しましたとおり、町で借り受けるということは現在できないと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 可能性はないということなんだと思うんですが、実は、薬利小学校を使って6次産業等の農産物を新しく作っていこうという計画があります。まだきちんとした計画にはなっていませんけれども、その中で出された一つとして、耕作放棄地に花を植えて、花の里プロジェクトということでやろうというような案が書かれているんですが、それは町が耕作放棄地を借り受けるということではないんですか。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） ただいまの質問でございますが、そのプロジェクトにつきましては、一応、土地の所有者が、町から種の配布を受けて、そこにまいて花を育てるといったような事業でございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） そうすると、町が借り受けるのではなくて、町が種を提供してそれをまいてもらうというようなことで花の里プロジェクトということなんですね。分かりました。

どうやったら耕作放棄地を減らせるのか、これから増やさないようにするにはどうしたらいいのか、これはやっぱり私にもよく分からないんですけれども、町としても本当に真剣に

考えていただきたいというふうに思います。そして、町民の方でまだ自分で野菜を作ったことがない方なども含めて、町民の方にも手を貸してもらってその耕作放棄地をなくしていく、そういう方法を考えてもらいたい。農家だけにやってもらうというのではもう限界だというふうに私は思いますので、よろしくお願いします。

2項目めに入りたいと思います。

日本全体もですけれども、那珂川町はそれに輪をかけて高齢化が進んでいます。平成30年度には町の人口のうち65歳以上の高齢者が36%を超え、6,000人になりました。高齢になると様々な機能が落ちてきています。その中の一つに聞こえの問題があります。大声を出さないと聞こえない。電話での会話が成立しないなどの実態が身の回りでも起きています。研究機関の調査によると、65歳から69歳では3割から4割、70代では4割から7割、80代以上では8割の方が難聴になっているそうです。

加齢に伴う衰えでも、歯や目の機能、つまり、かむ能力や視力は治療によって改善することがありますけれども、耳の機能、つまり聴力に関しては、一般的には補聴器等を使って衰えを補う方法しかありません。しかし、補聴器は眼鏡などに比べてはるかに高価であることもあり、購入を諦めている方が大勢います。

そこで、まず2点伺います。

1点目は、町が行っている健康診断に聴力検査を加えてはどうか。

2点目は、加齢性難聴者の補聴器購入に補助を行う考えはあるか伺います。

お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） それでは、加齢性難聴者への補聴器購入補助についてのご質問にお答えします。

まず1点目、町が実施する健診に聴力検査を導入することについてですが、町では、健康増進法第19条の2に定められた健康増進事業として健診事業を実施しております。検査内容については健康増進法施行規則第4条の2に定められたとおりであり、議員ご指摘のとおり、聴力については検査内容に含まれておりません。

高齢になるにつれて聴力が衰えてくるということは周知のことではございますが、聴力検査につきましては、実施している自治体も少ないということから、近隣市町の状況を把握しつつ、目的や必要性などについて調査・研究を進めたいと考えております。

次に2点目、補聴器購入の補助についてですが、町では、障害者の日常生活援助及び社会

生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に基づき実施している補装具費支給事業において、補聴器の購入や修理に係る費用の助成を行っております。助成の対象者は聴覚障害に係る身体障害者手帳を交付された方でありますので、加齢による難聴であっても、身体障害者手帳を交付される基準を満たす方であれば助成対象者となることができます。

なお、助成額については、町・県民税が非課税の方は費用の10割、課税されている方は費用の9割を助成しております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 今のお答えの中で、加齢であっても障害というふうに認められれば補助は出るというお話でしたけれども、一般にですが、加齢に伴って難聴になった方、それほどの補助が出るというふうには皆さん自覚していないと思います、私もそうですけれども。もし加齢が原因であっても、難聴だと認められれば、10割ですか、あるいは9割補助が出るということは、それは一般的なんでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 身体障害者ということで、聴覚障害で6級以上に該当すれば、手帳を交付された方は全てですが、支給の対象になりまして、非課税世帯か課税世帯か、そういうものに応じて支給されるというふうになっております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 私はちょっと違うんじゃないかというふうに思うんです。

加齢で難聴になった方がそれだけの補助が受けられるんだったら、皆さん、補聴器を購入するんじゃないかというふうに思います。日本では実は補聴器を、これ装着じゃなくて、装用と言うようなんですけれども、補聴器を装用している割合、加齢で難聴になった方で補聴器を装用している人の割合は14%と言われております。

なぜそんなに低いのかというと、これはやっぱり高額であり補助が出ない、それが原因だというふうに言われています。100%自己負担というのは、これは国の方針です、加齢による場合はね。これに対してイタリアなどでは約7万円、ドイツでは約10万円、国の補助があ

ります。さらに、イギリス、フランス、北欧では100%、国が負担しているんですね。そういう国に比べるとはるかに日本は低いというふうに言われてます。国会で日本共産党の大門実紀史参議院議員が公的補助を要求して、当時の麻生大臣が、これは必要な問題だというふうに答弁しています。

2点目についての再質問ですけれども、高齢になってもできるだけ残っている機能を生かして社会とつながり、生きがいを持って暮らせること、充実した生活が実感できる町、これは本町の目指す方向だと思いますが、それはそうですね、確認します。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 議員おっしゃるとおり、高齢になっても健康で生き生きと生活できるということは町の方向性として考えているところでございます。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 本来は国で補助すべきものだと思いますけれども、それを待ってられないので自治体独自で補助を出している、そういうところがあります。県内にも、加齢による難聴者に対して補聴器購入補助を出している自治体あるでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 県内におきましては、宇都宮市、足利市、矢板市の3つの市が実施していると聞いております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 耳や目の重複障害者だったヘレンケラーさんが自伝の中でこう書いています。耳が聞こえないというのは、目が見えないことより重大だとは言わないまでも、より深刻で複雑である。かけがえのない刺激である人間の声、言語をもたらし、思考のきっかけとなる声が伝わってこないからだ。そして、もし神様が1つの能力を授けてくださるのであれば聞こえるようになりたい。一度でいいから母親の声を聞いてみたかった。

彼女は生まれながらの障害者ですけれども、高齢に伴う難聴についても非常に意味深い言葉ではないかというふうに思います。難聴者にとって充実した生活と補聴器装用は切り離せない関係だと思いますが、それはそう思うでしょうか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） ただいまの質問にお答えします。

耳が聞こえない方にとって、やはりよく聞こえるということは大事なことはないかなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 川俣義雅議員。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） 高額な補聴器、これは、例えば眼鏡などは100円とかそういう安いものも売られていますけれども、補聴器はそうはいかない。その人に合ったものをつけないとうまく機能しないと。そして、補聴器は、つけるだけですぐ聞こえるということではなくて、訓練が必要だと言われております。

そういうことで、なかなか高価なこともあって手を出さない人が多いと。そういう中で、町が補助をするということになれば、聴力が回復することによってその人の生きがいが増えて、町の医療費も減ると思います。豊かな老後の町として認知されれば活性化にもつながることが期待できます。ぜひとも補聴器購入に補助を出す方向で検討してもらいたと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木 繁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫君） 先ほど申し上げましたが、現在、県内で3つの市が実施しているということで、まだ少ない状況でございます。今後、補聴器の要望がどのくらいあるのか、有効性や必要性がどのくらいあるのか、それから、費用面でどのような形になるのか、そういったことを総合的に見ながら調査・研究していきたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 川俣さん、時間ですので、直ちに再質問を終わりにしてください。

〔3番 川俣義雅君登壇〕

○3番（川俣義雅君） ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 3番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開します。

◇ 益 子 明 美 君

○議長（鈴木 繁君） 7番、益子明美議員の質問を許可します。

7番、益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 7番、益子明美です。

通告書に基づき一般質問を行います。

今回の質問は、馬頭高校の存続に向けた今後の町の支援についてと、最近、県内で多発している不適切な土砂の埋立てに対応した町条例の改正を求める2項目であります。町執行部の建設的な答弁を求めます。

1項目め、馬頭高校への支援について。

人口減少による町の衰退を防ぐには、生涯にわたり暮らしていかれるまちづくりを考えなければなりません。最も重要なポイントの一つとして地域における高校の存続が挙げられ、全国の自治体で高校存続のための様々な独自施策が行われていることは、町執行部もご存じのとおりであると思います。もはや、馬頭高校の存続は那珂川町の町の存亡にも深く関わってくるものと捉え、細目5点について伺います。

1点目、町はこれまで、通学費の助成や「那珂川学」、未来創造会議等を通じて馬頭高校に様々な支援を行ってきていますが、馬頭高校存続の観点から今後の支援をどのように考えているか伺います。

2点目、町は第2期那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その中の「住めばみやこ」推進プロジェクトにおいて、高校生の地域定着とまちづくりへの参画を掲げました。馬頭高校生は今後どのようにまちづくりに参画できるのか伺います。

3点目、茂木町では茂木高校の魅力化に取り組み、11月より、茂木町公営塾を茂木高校内に開設しました。これは、島根県海士町にある島根県立隠岐島前高校の復活にも関わった株式会社プリマペンギーノの高校魅力化事業を活用したもので、講師の2名は地域おこし協力

隊として採用されました。講師は、全国からの応募で3次面接まであるほどの人材から選ばれたそうです。

馬頭高校には水産科があり、様々な特色ある取組がこれまでも行われてきました。その取組をさらに進め、地域に定着し、起業を目指せるよう人材育成を行うべきと考えます。そして、育成に関わる人材を求めて、この高校魅力化プロジェクトを活用してはいかがでしょうか、町の考えを伺います。

4点目、町はこのたび、食と農の拠点事業の基本構想案をまとめました。施策の中には、学生やボランティアの活動拠点などの機能を持たせるとあります。馬頭高校生をこの事業に参画させ、地域定着の足がかりとすべきと考えますが、町の考えを伺います。

5点目、茨城県常陸大宮高校では、教育長を筆頭に地域連携推進委員会というものを立ち上げ、高校と地域、諸団体が連携し地域全体で学校教育を支援しています。事業内容は、高校の人的・物的資源を市民に還元し、生涯学習に役立てることで地域住民が高校を理解すること、相互の活動と役割を、交流を深めることで高校の存続につなげようというものです。

那珂川町でも、町民のより深い馬頭高校への理解と協力を得ていくために、馬頭高校の人的・物的学習資源を町民の生涯学習に役立てていくお考えはないか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 馬頭高校への支援についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、今後の支援の考え方についてですが、平成26年度から、県立馬頭高等学校通学費等補助金の交付を開始いたしました。支援の内容については、バス通学費に対する補助、下宿費に対する補助、家賃に対する補助となります。

平成26年度の制度運用開始以降、同校に入学された生徒のご家庭への負担軽減の視点から、他校にない、同校の一つの魅力として捉えることができると考えております。同校に対する今後の支援につきましては、関係機関と連携を図りながら、様々な角度から効果のある支援を検討してまいりたいと考えております。

次に2点目、馬頭高校生のまちづくりへの参画についてですが、第2期総合戦略におきましては、高校生を町の将来を担う人材と位置づけまして、「住めばみやこ」推進プロジェクトの中で、若い世代とのつながりの強化や高校生の地域定着などを取組の一つに掲げたところであります。

第2期総合戦略の策定に当たりましては、未来創造会議を開催し、町内の中学生と馬頭高校生から、町の魅力発見や資源の有効活用についてアイデアを頂戴したところであります。また、町議会と馬頭高校生との交換会を開催されたようでありますが、その際の意見につきましても、今後のまちづくりの参考にさせていただきたいと思っております。

馬頭高校生には、未来創造会議などの直接的な関わりのほか、アンケート調査や各団体との意見交換といった間接的な関わりなど、様々な形で参画をしていただけるよう、まちづくりにおける若者の参加機会の創出につなげていければと考えております。

次に3点目、高校魅力化プロジェクト事業の活用についてですが、高校魅力化プロジェクトは、人口減少、少子・高齢化の影響で廃校の危機を迎えた高校が、高校の存続に向けて、地域住民や地元行政と一体となって魅力ある学校づくりに取り組むものであります。

馬頭高校では、平成28年から独自の地域学習である「那珂川学」を取り入れ、地域の魅力を学び、地域の課題に根差した問題解決や探究活動を通して、自己の在り方、生き方を考えることができる人材の育成に取り組んでおります。「那珂川学」では、地域住民と交流したり地域の産業に触れたりして地域との関わりを持つことで、卒業後も地域に入りやすい土壌づくりが徐々にできつつあります。

また、昨年度からは、馬頭高校生をはじめとした町内の高校生を対象とした高校生マイプロジェクト支援事業を実施し、高校生が地域課題解決に向けたプロジェクトを考え、行動する取組を支援しております。

町としましては、引き続き、高校と地域の橋渡し役を担うなど、高校生を対象とした事業が効果的で充実したものとなるよう支援していくとともに、高校魅力化プロジェクトの活用も視野に入れ、高校生が地域に定着しやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

次に4点目、食と農の拠点事業への馬頭高校生の参画についてですが、現在、馬頭高校においては、普通科選択科目に「農業と環境」が設定され、農業の基礎的な学習や農場での実習も行っていると伺っています。また、水産科においては、これまでもホンモロコの養殖や農産物の加工品の開発においてもご協力をいただいているところです。

食と農の拠点事業は、農業者の育成をはじめ、農産物の加工品の開発・製造・販売、食と農に関する学びの場など様々な効果が期待されており、多くの世代が互いに学び合う場を想定しています。馬頭高校生の参画につきましては、町としても積極的に働きかけを行ってきたいと考えております。具体的には、高校生が主体的に何ができるのか、高校側とも相談していきたいと考えております。

次に5点目、地域全体で学校教育を支援する組織を立ち上げ、馬頭高校の学習資源を町の生涯学習に役立てる考えについてですが、既に馬頭高校には学校運営協議会が設置されており、コミュニティスクールが運用され、現在、校内にある学校主導の地域協働部という組織において、「那珂川学」やインターンシップ、各種ボランティアなど、町や地域と連携した事業を実施しているところであります。

今後は、地域と学校がより連携のできる組織の設置を模索しているところと聞いております。

ご質問のあった町主導による新たな組織の立ち上げについては、既に高校内で検討されている新たな組織の設置に協力してまいりたいと考えております。その上で、小・中・高校の各学校間、各学校と地域、さらには学校・地域・町が連携が図られることから、それぞれのニーズに応じ、町にとっては生涯学習のみならず福祉や産業などあらゆる面に役立てるものと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 再質問をさせていただきます。

馬頭高校の存続に関してまず1点、伺いました。町として、馬頭高校の存続がされるかされないかで大きな影響があるというふうな認識を私はしているんですが、町長も同じような認識と捉えてよろしいのでしょうか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 私もそのように捉えております。ただ、これは私だけがそう思っただけでは駄目なわけで、町民皆さんがそう思っていたきたい、このように考えております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 那珂川町が、人口減少が著しく、そして小学校の統廃合が進んで、さらには高校がなくなるというような状況になると、町民にとっても大きな打撃であるということは、町長もおっしゃられている答弁のとおりだと思います。

高校の存続、統廃合が市町村に及ぼす影響の調査で、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが、人口減少のみならず経済的な効果としても、今している町の支出分ですよね、それを差し引いてもプラスの効果がある、高校が存続することで経済的にプラスの効果があると

推計しています。このことから、馬頭高校の存続と魅力化は那珂川町にとっては喫緊の課題というふうに捉えております。

先ほど町長の答弁では、関係機関と連携を図り、効果のある支援というふうに述べられましたけれども、具体的に効果のある支援というのは新しいもので何かお考えであるのか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 町長。

○町長（福島泰夫君） 効果のある支援、これはこれから皆さんと考えていかなければならないと思いますけども、今まで支援させていただいたこと、これは継続してやってまいりたい、このように考えております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 今までやってきた事業と併せて、新しい事業としても、何か考えていなくてはならないという答弁というふうに捉えさせていただきます。

そこで、この高校魅力化プロジェクトというものが既に茂木町で発動されましたので、ぜひ全国的にも、町長もご存じだと思うんですが、島前高校、島根県の島の中にある町ですから、高校の衰退というのは馬頭高校よりも早くやってきていて、それを何とか立て直したいということでこのプロジェクトを活用して全国から魅力的な人材を募集して、高校に来てくれる生徒さんをたくさん呼び起こすとともに、町の人材活用とか町の復興に関わってきたという有名な事例なので、どなたもご存じだというふうに思います。

この事例を茂木町が活用したということなんですが、茂木町は、茂木高校を何とかしたいということで、町長がトップダウンで地域おこし協力隊をこのプロジェクトを活用して全国から募集して、1名の方は駿台予備校という、かの有名な予備校の先生を呼び込んできたんですね。そういうことをしなければならぬのには、やはりいろんな策を講じてもなかなか効果的なことができないという中で、何とかもう一歩踏み出したいというところだったと思います。

このプロジェクトを活用するメリットは、町の財政負担がないということです。地域おこし協力隊を活用することで総務省の交付金が使えますし、そして、全国的にその応募をするときも特例交付金で後から地方交付税が措置されます。ぜひいろんな予算をかけて、町も財政が大変なところに、効果的な部分が出ないとなるといろいろ大変ですので、活用できるものを最大限に活用してやっていっていただきたいと思います。

次回の、来年度の地域おこし協力隊の人員というのはもう決まってしまいましたので、その後、1年間をかけて高校としっかり協議していただいて、馬頭高校の魅力化を図るにはどういった人材が必要なのか。一番分かっているのは学校の先生でありますし、「那珂川学」に携わっていただいた先生がご尽力をいただいているところでもありますので、その先生方、また校長先生、教頭先生ともお話をさせていただいて、次期の地域おこし協力隊の募集のときに、地域おこし協力隊の任務を、この高校魅力化プロジェクトを活用して高校の存続のための取組というふうにするお考えがあるかどうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） ご質問の次期地域おこし協力隊の際にそういった募集の考えはあるかということではありますが、議員、今おっしゃられましたように、一番は、学校に協力をいただいていませんと事業が進みませんので、時間をかけまして協議させていただき、協議の末に募集という方向になれば、そういった事業を進めさせていただきたいと考えます。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） この質問に先立ちまして、私は、高校に行って先生とお話をさせていただきました。とにかく一番必要としているのはマンパワーのところだというふうに思います。「那珂川学」の担当の先生、お一人で奮闘しているところなので、かつてのように元地域おこし協力隊員の方がいろいろコーディネートしていた部分を、今、現在の担当の先生独りで担っているところがあり大変と聞いておりますので、ぜひそういった任務も含めて、この事業を活用していただきたいと思います。

それでは、細目4点目で食と農の拠点事業に馬頭高校生の参画を、についてお伺いしましたが、様々な6次化に関する事業に、主体的に何ができるか相談をしながら進めていきたいということでした。

高校生のマイプロジェクトのワークショップにズーム参加をさせていただきました。その中で、高校生の意見で、那珂川町にはアルバイト先がないというふうに言っているのを聞きました。加工所ができればそこでアルバイト等も可能というふうに感じますが、そういった活用というんですか、現場で高校生が加工のお手伝いができる、そういったことにも活用できるのかどうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 高校生のアルバイトとして食と農の拠

点で活動できるかどうかというような質問でございますが、確かに今後いろいろ、加工でありましたり様々な仕事があることは事実でございますので、その辺につきましては、先ほど町長のほうで答弁させていただきましており、高校生が何ができるのかという部分につきまして学校側と相談して考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 6次化の拠点事業に関しては、馬頭高校の水産科と連携が図れるというふうには考えられると思うんですね。例えば水産科の新たな加工品開発のための専用ブースを造るとか、専用の加工施設を造るとか、または、今、水産科で活用している加工するための設備機材が老朽化した際にはそこに新しく設置をしていくとか、さらには、課題となっている下宿や寮の問題で教室の一部を寮にするような考えということも、様々できると思うんです。

そのような馬頭高校との新たな連携でこの6次化の拠点を考えていくとなると、地方創生関連交付金の対象というふうにもなってくるのではないかとこのように思いますが、これから事業計画等、立てていくと思うんですが、その時に、馬頭高校、水産科だけではないと思うんですが、高校との連携をこの6次化拠点事業の目玉の事業として考えていくという、様々ちょっと提案しましたけれども、まずは高校とその6次化拠点の加工場について連携していくということをお考えになりませんか、伺います。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） ただいまいろいろアイデアをいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの答弁でいたしましたとおり、今までも水産科等との連携でありましたり実施をしてきたところでございます。今回の食と農の事業につきましては、町を挙げて、全町民を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、積極的に学校側と相談させていただいて、関わりを持っていただいで連携していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） それでは、町の食と農の拠点事業に関しては、馬頭高校水産科並びに

普通科との連携を密にして、新しい事業展開を模索していくというふうに理解してよろしいでしょうか。そのように理解させていただきたいので、まずは高校側とどういったことが必要なのか、町として何が連携できるのかについて早急に協議をいただければと思います。特に高校側としては、やはり下宿の問題とか加工設備、機械の老朽化とかそういった部分で連携ができると、馬頭高校の生徒数の増加や存続にも寄与できるのではないかと、さらには町への地域定着につながるのではないかとというふうなお考えがあるように聞いていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

細目5点目の高校と地域の連携については、既に学校運営協議会というのがあるということで、教育長がそちらにも中心になって入っていただいて、いろいろ協議されているところだというふうには聞いております。

一つ、その学校運営協議会、今後コミュニティスクールというふうな形でいきますと、地域コーディネーターという役割が必要になってくると思ひますが、そういう部分は考えていくお考えがあるのかどうか伺ひます。

○議長（鈴木 繁君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小松重隆君） 地域コーディネーターのご質問ですが、栃木県内の高校で、学校運営協議会が設置されてコミュニティスクールと呼ばれている学校が県内で6校、高校再編の特例校なり特例承認校、そういった6校には学校運営協議会が設置されておりまして、ここで言うコーディネーターのいる学校はまだないというような話を伺っております。

ただ、馬頭高校では、小・中学校で進めているコミュニティスクールみたいな組織を考えたいというところで、そのノウハウを教えてくださいというご依頼は伺っておりますので、その組織の立ち上げには協力はさせていただきたいと考えております。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 仮に地域コーディネーターということで誰か配置するということであると、若い方がよろしいというふうな意見がありますので、その点も考慮して、地域おこし協力隊制度の中で活用できる部分もあるかなというふうに思ひますので、併せて協議していただければと思います。馬頭高校の存続は町の存続に関わる喫緊の課題と認識していただき、高校魅力化プロジェクトに取り組んでいただけることを切に期待して、次の質問に移ります。

2項目め、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例について

細目3点伺います。

1点目、茂木町では、町内で不適切な土砂の埋立てが相次いで発生したことや、熱海市で発生した土砂災害を考慮して、県内で初めて県外土砂の搬入と改良土の搬入を禁止した土砂条例の改正が9月議会でなされました。また、芳賀郡市やさくら市でも条例の改正が予定されると聞いています。この背景には、茨城県内の自治体の条例がどこも厳しいため、不適切な土砂が栃木県に運ばれてきている現実があります。

那珂川町でも今年度、同様な事案が発生しました。そこで、町も条例の改正を考えていると聞いていますが、その内容を伺います。

2点目、那珂川町の現条例では、土砂の埋立ての適用範囲である許可面積は1,000平方メートルからとなっております。茨城県の自治体の多くは、適用範囲の下限値を撤廃し、事前協議義務付けと周辺関係者への説明を条例に定めています。町でも同様に改正すべきと考えますが、町の考え方を伺います。

3点目、町では今年度に発生した事案で道路の損傷が起き、町で補修をしました。大量の土砂を運ぶ大型ダンプが走行することで町道等の損傷が起きることは今後も想定されます。そのような事態に対応するため、または未然に防止するために保証金制度を設け、条例に追加すべきと考えますが、町の考え方を伺います。

以上、お願いします。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、条例の改正についてですが、栃木県内市町の土砂条例の状況としましては、茂木町において県外の土砂や改良土の搬入を禁止する旨、改正され、ほかの市町においても同様の改正を検討していると聞いております。那珂川町におきましても、環境保全や土壌の安全性の観点から、県内市町の動向を見極めながら、所要の改正について検討してまいりたいと考えております。

次に2点目、許可面積の基準値を撤廃し、事前協議の義務付けと周辺関係者への説明を条例に追加すべきについてですが、現在、町内での土砂の搬入を伴う埋立行為につきましては、埋立区域の面積が3,000平方メートル以上の場合は県の条例により県の許可を受け、1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の埋立てにつきましては、町の条例第3条により町の許可を受ける制度となっております。

また、県内市町の面積要件の条件は、300平方メートル以上が1町、500平方メートル以上が14市町、1,000平方メートル以上が10市町となっております。当町を含め那須・塩谷地区の9市町につきましては、各市町の条例におきまして、1,000平方メートル以上の埋立ての場合、許可申請が必要と規定しており、地域的な統一が図られているところでございます。

この許可に関する面積要件につきましては、面積の差はあれ、県内全ての市町が基準を設けている状況を踏まえ、基準の撤廃につきましては、近隣市町の状況と動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

また、事前協議の義務付け、周辺関係者への説明につきましては、現在、1,000平方メートル未満の埋立ての場合は、条例に直接規定はないものの、事前に事業者から事業内容の相談がありますので、その際に必要な手続、他の開発行為に係る届出、周辺関係者への説明などを十分に協議しております。

次に3点目、土砂等の運搬により町道が破損した場合の対応についてであります。町道が破損した場合、原則、原因者負担で修繕すべきであると考えております。町が許可する際にはその点について説明し、必要な場所に鉄板を敷くなど対応策を取るよう指導しております。

また、保証金制度につきましては、県外の市町などを参考に研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 再質問をいたします。

茂木町がいち早く条例改正をしたその目的というのは、適正に処理されていない建設発生土や改良土の搬入が入ってこないように、土壌の汚染リスクを軽減するためということですよ。不適切な土砂の埋立てに町民も巻き込まれないようにさせるためだと思いますが、1,000平米という面積を基準とすると、それ以上は当然、事業者から相談があります。事業者から相談がない、1,000平方メートル以下ですよとって持ち込まれてしまうような事案をどうやって防いでいくのかというところが改正の大きな目的だというふうに思うんですが、その辺は面積を変えずにどのように防止できるというふうにお考えか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） ただいまの再質問にお答えします。

1,000平米以下の指導でございますけれども、1,000平米以下といたしますと、町内の事業者が多く、そういう土砂などの事業を行っておりますので、ほぼ町の生活環境課に相談に来ていろいろ指導はしておりますので、その辺は、1,000平米以下については指導をしておると思っております。

ただ、大きい面積につきましては、県外からもやっぱり搬入が多いというのがございますので、その辺を規制していけたらなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 茂木町の件も、今年度、那珂川町に起きた件も、そういうことではないんですよ。町内の事業者が不適切な土砂の埋立てを行うということは前提にはないわけです。県外から悪質な事業者がいかに入ってくるかというのを未然にどのように防ぐか、それが町民のためであり、町のためであるということをどのように条例改正によって成し遂げるかということでもありますので、町内の事業者の方々がそういうことを行うということは前提にない話でありますので、それ以外の部分を、要するに、結局、今回のも1,000いくかいかないかのところでストップにかかったわけですよ。そうではなくて、やはりいろんなところから来る不適切な土砂をどういうふうを持ち込ませないようにするのは、やっぱり下限値を撤廃して面積を削減するというのが一番大きな部分です。

茨城県内では、各自治体でもう既に下限値の撤廃を行っております。ですので、そういった先進事例をよく聞いていただいて加味して考えていただければと思いますが、条例を新しく作ったときに条例違反に対する、今回、茂木町が罰金規則も作りましたが、罰則は追加するのかどうか伺います。

○議長（鈴木 繁君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高瀬敏之君） ただいまのご質問でございますが、下限値と罰則規定でありますけれども、下限値におきましては、先ほど答弁したように、県北地域の市町では面積は統一されておりますが、先ほどの茂木町では、茨城県の市町の情報を得ながら調査・研究したいと思っております。

あと、罰則規定につきましても引き続き調査検討してまいります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 益子明美議員。

〔7番 益子明美君登壇〕

○7番（益子明美君） 今回、条例改正の前にいろいろなことで尋ねさせていただきました。

二度と那珂川町民が巻き込まれるような不正、不適切な土砂の埋立てがないように、3月の予定ですか、条例改正に向けて、近隣、特に茨城県内の自治体の条例も参考にさせていただいて、町民、そして町を被害から守ることができるよう改正していただけるよう要望いたしまして、私の質問を終了といたします。

○議長（鈴木 繁君） 7番、益子明美議員の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時51分